

社会福祉法人峰延会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰延会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月26日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席、若しくは法人業務のため出勤した都度、支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処

理を行う。

(1) 1円未満の端数については、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年7月16日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	15,000 円
法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	15,000 円
法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

(3) 監事

	日額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	15,000 円
法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

別表 3 (職員給与との併給)

役職名	役員報酬額
理事	月額 0,000 円